



報道提供日 令和8年5月29日(金)

より質の高い行政サービスの提供に向けて、 6月から窓口受付時間を変更します ～手続きも、サービスも、もっとスマートに～

概要説明



四條畷市では、令和8年6月1日(月)から、職員の働き方改革とより質の高い市民サービスの提供を目的に、市役所などの窓口受付及び電話の職員への取次ぎ時間を9時から16時30分までに変更します。

受付時間の変更により確保した時間を、業務改善や新たな事業の検討、職員間の情報共有に活用し、相談対応の質向上や地域課題の解決に向けた取組を一層推進することで、市民サービスのさらなる充実につなげます。これにより、年間約1,100時間の時間外勤務の削減を見込んでいます。

なお、受付時間内の来庁が難しい方のため、従来から実施している休日開庁や繁忙期の延長受付は引き続き実施するとともに、オンライン申請やコンビニ交付など、来庁を必要としない手続きの拡充を行い、場所を選ばずいつでも手続きができる環境整備に努めてまいります。

概要

1 受付時間

変更前：8時45分～17時15分

変更後：9時～16時30分(朝15分、夕方45分の合計1時間短縮)

※職員の勤務時間に変更はありません。

※休日開庁や手続きの繁忙期等に行う延長受付は継続します。

※コンタクトセンター(電話)への簡易な内容の問い合わせは、
8時45分～9時及び16時30分～17時15分についても、
オペレーターによる対応(回答)を継続します。



2 対象施設

市役所本庁舎、田原支所、子育て総合支援センター、児童発達支援センター、保健センター、
学校給食センター及び文化・スポーツ課

※市民総合センターや図書館、小中学校、保育施設等の施設利用がサービス目的の機関は変更しません。

問い合わせ	電話 072-877-2121 〈代〉 秘書政策課 担当：板谷（内線 3 1 5）
--------------	--